

基本構想審議会 第 1 部会 佐久間

- 1 国の法律では、文化芸術の振興を目的として、文化芸術振興基本法が 2001 年（平成 13 年）に制定されました。その後、2017 年（平成 29 年）に「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」に名称が変更されました。この改正では、文化芸術基本法は、文化芸術の振興だけでなく、関連する幅広い分野との連携を強化し、総合的な文化政策を推進することを目指しています。
- 2 文化芸術振興基本法は、主に文化芸術の振興に焦点を当てていましたが、2017 年（平成 29 年）の文化芸術基本法に改正されたことによって、文化芸術の振興に加え、範囲を拡大して、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など、幅広い分野との連携を含む総合的な文化政策を推進することを目的としています。
- 3 文化芸術基本法では、以下のとおり規定されています。

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

目的

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 我が墨田区の条例では、平成 24 年に墨田区文化芸術振興基本条例が制定されました。

○墨田区文化芸術振興基本条例 平成 24 年 9 月 28 日

墨田区は、隅田川の悠久の流れのもとに、江戸時代から引き継がれた豊かな庶民文化や優れたものづくりの伝統を色濃く残すまちである。

墨田区では、歴史と伝統を受け継ぐ貴重な文化を守るとともに、音楽を中心とした文化芸術振興策を推進してきた。

一方、近年、少子高齢化が加速するとともに、墨田区内で生活する外国人が増加傾向にあり、地域コミュニティの醸成や多文化共生社会の実現などへの対応が求められている。

文化芸術は、人々の生活に楽しみや潤い、精神的な豊かさや活力をもたらすとともに、人々をつなげ、連携させる力がある。この文化芸術の持つ力は、産業、観光、教育、福祉、コミュニティづくり、多文化共生など幅広い分野において効用を発揮し、地域の活性化やきずなづくりにも寄与することが期待されている。

ここに、墨田区の郷土文化を誇りに思い、地域に育まれた文化を守り伝えるとともに、様々な主体による幅広い分野での文化芸術活動を促進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、墨田区における文化芸術の振興に関する基本理念を定め、区民等、文化芸術団体及び事業者の役割並びに区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する基本的施策の方向性を定めることにより、人々がいきいきと躍動し、魅力と活力あふれるすみだを創り上げていくことを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されるとともに、誰もが身近に文化芸術に触れ、これを鑑賞し、又はこれに参加することができる環境の整備が図られなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、地域で育まれた伝統ある文化芸術が保護され、継承されるとともに、新たな文化芸術の創造及び発展が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、区民等、文化芸術団体及び事業者並びに区が相互に連携し、及び協働し、様々な施策が推進されるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術基本法及び墨田区文化芸術振興基本条例ともに共通するのは、基本理念として墨田区の条例第3条にあるように、「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されるとともに、誰もが身近に文化芸術に触れ、これを鑑賞し、又はこれに参加することができる環境の整備が図られなければならない。」という事だと思います。

6 墨田区のこれまでの文化芸術振興の歩みとしては、1988年（昭和63年）3月に墨田区音楽都市構想を発表し、同年7月には墨田区が新日本フィルハーモニー交響楽団とのフランチャイズ提携を行いました。その後、1997年（平成9年）すみだトリフォニーホールがオープンし、2012年（平成24年）に墨田区文化芸術振興基本条例が制定されました。2016年（平成28年）には、すみだ北斎美術館が開館しました。この間、1985年（昭和60年）から、国技館5000人第九コンサートを開催し、以来今日まで続いています。

7 佐久間所見

- (1) 今後とも、墨田区では、誰もが身近に文化芸術に触れ、これを鑑賞し、又はこれに参加することができる環境の整備に努め、更に発展させていくべきと考えます。
- (2) 今あるすみだトリフォニーホールやすみだ北斎美術館は、まちの大きな魅力であり、この文化の創造発信拠点としての存在を大いに活用して、魅力的な事業を展開していくべきと考えます。
- (3) 音楽ホールや美術館が地域の中の区民、とりわけ子供たち、社会的弱者の人々と共に文化芸術活動を創造し、文化に触れる機会の拡大を目指していくべきと考えます。学校や福祉施設等との連携によってアウトリーチを展開して、社会的課題の解決につなげていきたいと考えます。
- (4) 文化芸術は、精神的な心の支えや豊かさや活力を生み出すとともに、人々をつなげ、連携させる力があり、地域力を高めることにつながると考えます。この文化芸術の力をもって産業、観光、教育、福祉、コミュニティづくり、多文化共生など幅広い分野に活かして、地域活性化や絆づくりにも寄与できるものと考えます。
- (5) 令和5年5月以降コロナ5類に変わり自由な行動にもどって、すみだ北斎美術館では多くの来場者が来られ、葛飾北斎の世界的な魅力が再認識されました。世界に誇る偉大な芸術家を顕彰する美術館として、まちの誇りであり、まち全体のシビックプライドにつながるよう今後も充実した事業展開をしていきたいと考えます。
- (6) 墨田区は音楽都市構想を将来像として掲げて、今日までオーケストラを核として音楽都市づくりを続けており、1985年（昭和60年）スタートの5000人第九コンサートは今なお引き継がれています。拠点となる音楽ホールのみならず、区内全小中学校の音楽指導事業や音楽鑑賞教室など日常的にアウトリーチ活動も行っており、音楽都市づくりを引き続き推進していきたいと考えます。
- (7) 令和5年に墨田区出身の五街道雲助師匠が人間国宝となりました。墨田区民として初めての人間国宝を祝して、令和6年2月には記念落語会を開催しました。墨田区文化振興財団では、すみだトリフォニーホールの音楽を中心とした舞台芸術の事業展開をしており、今後、日本の伝統文化である落語の事業にも力を入れて定期的な事業の開催を検討しているところでいます。